ダルニー奨学金申込書

ご記入日_____年____月_____日

お名前 (漢字)		**登録番号**	すでに登録番号をお持ちの方はご記入ください
お名前 (ローマ字)		**携帯電話番号**	
奨学金名義	奨学金名義 団体・グループ等の名称を使う場合のみご記入下さい。（最大３２文字のローマ字又は日本文字５０字以内）		
☐ **タイのご住所**		**Tel:**	
☐ **タイのご勤務先**		**Tel:**	
☐ **日本のご住所**		**Tel:**	
E-mail		**タイの納税者番号 (13桁)** (タイ国における税控除を希望される場合は必ずご記入ください)	

*報告書の希望送付先に印をお付けください (1箇所のみ)。
*タイのご住所で返送された場合や帰国された場合、日本のご住所に報告書等を送付致します。

タイ滞在のご予定　あと_____年_____ヶ月位

奨学金支援のご希望タイプ記入欄

ご希望のタイプの欄にご支援いただく奨学生数、及び合計金額をご記入下さい。

☐ **中学支援：3年分一括**
一人の子どもの3年間分の奨学金を 全額一括してご寄付いただく方法です。
6,000バーツx _____人分＝_____ バーツ

☐ **中学支援：1年分のみ**
一人の子どもへの1回限り1年間分のみの奨学金。
2,000バーツx _____人分＝_____ バーツ

☐ **高校/専門学校支援：3年分一括**
一人の子どもの3年間分の奨学金を 全額一括してご寄付いただく方法です。
15,000 バーツx _____人分＝_____バーツ

☐ **高校/専門学校：1年分のみ**
一人の1回限り1年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。
5,000 バーツx _____人分＝_____バーツ

☐ **障がい児支援：1年分のみ**
一人の1回限り1年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。
5,000 バーツx _____人分＝_____バーツ

☐ **タイ深南部の孤児支援：1年分のみ**
一人の1回限り1年間分のみの奨学金をご寄付いただく方法です。
5,000 バーツx _____人分＝_____バーツ

☐ **任意の奨学金寄付でEDFに一任** _____バーツ

☐ **EDFタイ事務所への寄付** _____バーツ

合計：_____バーツ

男女の希望がある場合のみご記入下さい。
☐ 男子_____人　☐ 女子_____人

送金方法記入欄

ご希望の送金方法を選び、必要事項をご記入下さい。

☐ **1.小切手 (Personal Check またはCashier's Check)**
➡ 小切手とこの申込書をEDF宛てにご送付下さい。

☐ **2.Donation Point**
(フジスーパー、クラブタイランドカフェ)
➡ カウンターにて申込書と共に現金をお渡し下さい。申込み時の仮領収書は保管しておいて下さい。後日、正規領収書を送付致します。

☐ **3.クレジットカード**
使用可能ブランド ☐ VISA ☐ MASTER ☐ JCB
カード番号
☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐☐
(表の全16桁)
署名(手書き)：_____
有効期限 ：_____
➡ クレジットカード払いの銀行口座からの引き落とし日は毎月11日か30日です。
➡ この申込書をEDF宛てに送付下さい。又は、スキャンして、下記のメールアドレスまでご送信下さい。LINEも可能です。

☐ **4.タイ銀行振込**　入金日 _____
口座名：The Education for Development Foundation
(タイ語では มูลนิธิกองทุนการศึกษาเพื่อการพัฒนา)
☐ **Siam Commercial Bank**
支店：Ngam Wong Wan 口座番号：319-2-77744-8
☐ **Bangkok Bank**
支店：Bang Khen 口座番号：161-456698-0
☐ **Kasikorn Bank**
支店：Bang Khen 口座番号：070-2-45369-0

☐ **5.QRコード読み取り**
ご利用のタイ銀行のモバイルバンキングアプリを通じて、QRコードをスキャンすることでご寄付いただけます。
➡ 4と5の送金方法の場合、銀行からもらう振込依頼書写しとこの申込書をEDF宛てに送付ください。EメールかLINEでも可能です。

参照コード：EDF0101

申し込みの用紙の送付先

The Education for Development Foundation(EDF)
594/22 Patio Residence Ratchayothin, Phaholyothin 32 Alley Chandrakasem, Chatuchak, Bangkok, 10900 Thailand
Tel: 02-942-8538 (日本語ライン), 02-579-9209-11
Email : public@edfthai.org　Line : @edfthai

タイにおける税制優遇措置

EDFは1991年に内務省から4794号の財団として認可され、さらに1994年には財務省から255号の税制優遇措置団体に認可されました。EDFへの寄付の領収書は保険や扶養家族控除などと同様に所得金額から控除され、この分は所得税が課税されません。なお、寄付による控除額の上限は、所得金額から保険や扶養家族などを控除した後の額の10%です。